

水と共生に



グローバルウォータ・ジャパン代表 国連環境アドバイザー
吉村 和就

1972年荏原インフィルコ入社。荏原製作所本社経営企画部長、国連ニューヨーク本部の環境審議官などを経て、2005年グローバルウォータ・ジャパン設立。現在、国連テクニカルアドバイザー、水の安全保障戦略機構・技術普及委員長、経済産業省「水ビジネス国際展開研究会」委員、自民党「水戦略特命委員会」顧問などを務める。著書に『水ビジネス 110兆円水市場の攻防』（角川書店）、『日本人が知らない巨大市場 水ビジネスに挑む』（技術評論社）、『水に流せない水の話』（角川文庫）など。

水道運営を民営化しやすくする水道法改正案が成立 コンセッション方式と水道民営化はまったくの“別物”

自治体が水道事業の運営権を民間企業に売却するコンセッション方式（公設民営）を導入しやすくする水道法改正法案が、12月の衆院本会議で可決、成立した。目的は「水道事業の基盤強化」で、民間のノウハウで水道事業を効率化し、立て直すことを狙う。野党側は、サービス低下や料金高騰、水質悪化、災害対応などで懸念があるとして、水道事業の実情を理解しないまま反対を唱えた。本稿では、日本の水道事業の現状と、改正後にやるべきことを述べている。

日本の水道事業の現状

国連加盟193カ国のなかで水を蛇口から直接飲めるのは、わずか16カ国である。そうしたなか日本の水道普及率は98%で、世界でもっとも安全安心な水道サービスを提供している。水道管から漏れだしている水の割合（漏水率）は世界平均で30～40%なのに対し、日本は全国平均で7%以下（東京都は3%以下）となっており、世界でもっとも完成された水道システムと評価が高い。

その水道も実情をみれば多くの課題を抱えている。

・人口減少や節水機器の普及により料金収入が減少（ここ10年で約2000億円減少）

- ・水道事業の有利子負債（借金）が約8兆円なのに対し、年間料金収入が約2兆3000億円で、年々借金が積み上がっている。全国の1381水道事業体の約3割が赤字（一般会計から繰り入れ）
- ・水道施設の老朽化（図）が加速し、耐震化、大災害への対策で多額の費用捻出が必要。
- ・水道技術者が高齢化して定年退職が増加し、30年前の約8万人から現在は4.5万人以下になっている。水道事業には地域特有の条件（水源、気候、人口、産業、水需要など）があり、地域に密着した技術者がいなくなると技術・ノウハウを伝承できなくなる。
- ・水道事業を運営する自治体の約7

割は給水人口5万人以下で、3割の自治体が赤字である。また、一般会計からの繰り入れで黒字に見せかけている自治体も多く、隠れ赤字の自治体は約5割と推定されている。

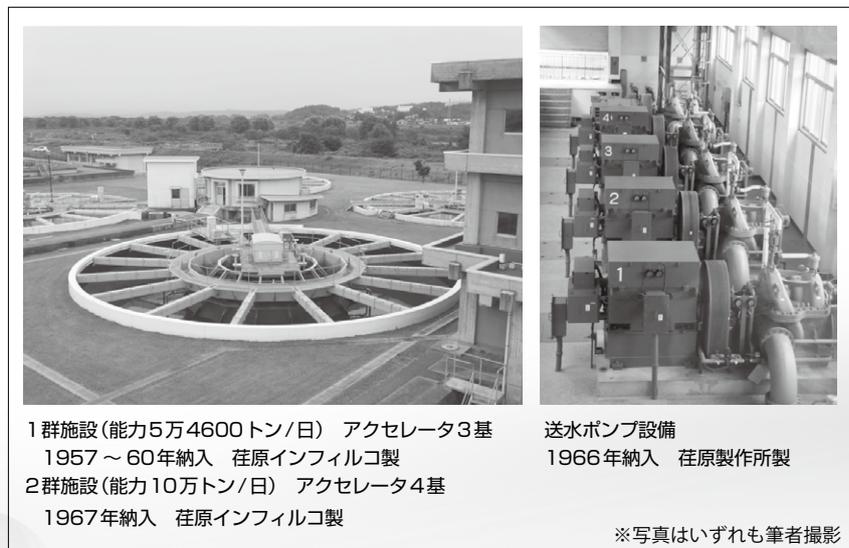
日本の水道は「カネ、モノ、ヒト」が同時多発的に失われているのが実情だ。

水道法改正法案の概要

(1) 改正法案の骨子

- ・水道事業の資産を適切に管理するため、足元の財政状況、今後の料金収入見通し、必要な老朽化対策費用を調査し、対策を講じる。
- ・水道事業の統合や広域連携を推進し、事業の効率化、コスト低減を目指す。
- ・それでもダメなら官民連携を推進

図 老朽化が進む浄水場（秋田市の仁井田浄水場のケース）



(オプションとしての選択肢)

官民連携の具体策として「コンセッション方式」が推奨されている。法案には「民営化」という文言は1つもないが、多くの反対派は、水道事業のすべてが民営化されると勝手に思い込み、「日本を外資に売り渡す暴挙。料金が高騰し、サービスが低下する」と大騒ぎしている。

(2) 改正法案に反対する理由

海外では、水道事業のすべてを民間に任せ、大きな問題が起きている。そもそも水道事業は地域独占で、20～50年も運営していると必ず料金値上げとサービス低下という問題に直面する。世界では1990年代から水道民営化が進み、多くの弊害が出た。その結果、2000～15年の間に世界37カ国の235の水道事業で再公営化が進んだ。

改正法案が推奨するコンセッション方式は、運営権を民間に譲渡するため、水道民営化のさきがけになると危惧され、大きな論議がわき起った。

筆者にいわせると、コンセッション方式と民営化はまったくの“別物”だ(表)。ただ、今回の改正法案のなかに、公的な監査機関設置の項目がないことは問題である。改正法案では自治体が水道を管理監督し、所有権を持つと規定しているが、中小自治体には技術や経営ノウハウを持った人材が少なく、水道の管理監督が難しい。給水人口1.5万人以下の自治体の専従水道局員は平均4人で、日常業務に忙殺されている。こうした自治体の半数は赤字財政で、コンサルタント費用も出ない。

(3) 水道が外資に狙われる理由

日本の水道が外資に狙われるのは、①市場が大きい(年間水道料金収入は約2兆3000億円)、②料金支払率が高い(99.9%は世界最高)、

表 コンセッション事業者に対する関与の仕組み

事業計画の確実性・合理性

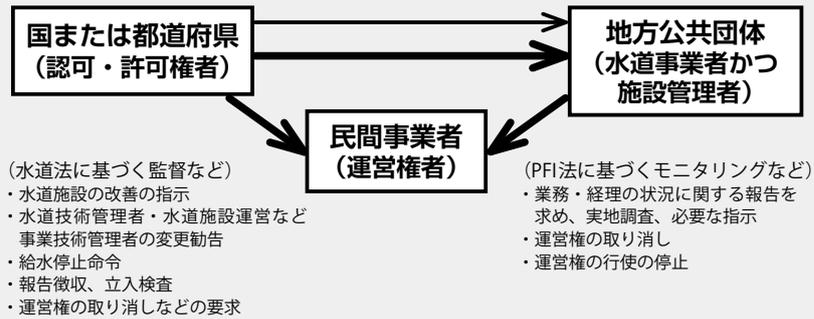
- 地方公共団体は、実施方針や要求水準書を作成し、それらを満たす提案をした民間事業者を選定
- 国などは、事業計画の確実性・合理性を審査した上で許可(水道法)

料金の設定

- 地方公共団体は、水道施設の利用料金の範囲などを条例で規定(PFI法)
- 運営権者は、条例の範囲内で利用料金を設定(PFI法)
- 国などは、原価を適切に算定して利用料金を設定しているか審査した上で許可(水道法)

モニタリング

- 地方公共団体は、運営権者に対し業務・経理の状況のモニタリングなどを実施(PFI法)
- 国などは、地方公共団体のモニタリング体制を確認した上で許可(水道法)
- 国などは、地方公共団体及び運営権者に対し、必要に応じ報告徴収・立入検査などを実施(水道法)



出所：厚生労働省の発表資料より

③漏水率が低い(補修費があまりかからない)からだ。こんなおいしい水道市場は世界にはない。

日本の水道を今後どうする

(1) 統合化・広域化の推進

自治体内部で水道事業を見直し(浄水場の削減、IoT化)、自治体同士の広域連携を進め、流域ごとに広域化する。すでに水道企業団方式で展開されているので、規模拡大を目指す。

(2) 官民連携の推進

筆者にいわせると、日本の水道は今まですべて官民連携で運営されてきた。民間の技術とノウハウで装置がつくられ、行政上の責任、水源の確保(水利権など)、料金徴収を官が行ってきた。今回の改正法案の趣旨は、運営や経営を含めた官民連携である。簡単にいえば、民間も知恵と資金を出し、水道事業に主体的にかかわることを期待している。

(3) 地域に合わせた解決法を

これからの水道事業は、官がやっても民がやっても料金値上げは避けられない。今回の改正法案では、値上げの程度をいかに縮小するかが問われている。

また、コンセッション方式でも、結果として民営化と同じ課題に直面する可能性があるため、対策が必要である。

コンセッション方式では、特別目的会社(SPC)が水道事業を運営することになるが、必ず官(自治体)が株主として入り、ガバナンスと財務内容チェックの権限を持つことだ。もしくは、国が独立した監査機関(ライセンスの評価、はく奪の権利を持つ)を設けることが必要だ。

水道法の第一条には「清浄にして豊富低廉な水の供給を図る」と明記されている。その精神に基づき、水道事業に関する国民的論議が起きることを期待している。E